

バナナ通信

12月号



発行日：平成20年12月15日
発行：沖縄県NPOプラザ
(県庁4階県民生活課内)
電話：098-866-2187
FAX：098-866-2789
E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp
(県民生活課代表)
HPアドレス
<http://business4.plala.or.jp/oki-npo/>

心もふところも暖かく..!

会計&税務大特集号!

<12月号のcontents>

P2~P3 大城先生の講座のツボ (会計編)

P4~P5 大城先生の講座のツボ (税務編)

P6~P7 ・幸せ・健全な自主財源へのヒント

・書籍紹介

「社会起業家に学べ！」

「社会を変えるを仕事にする」

P8 助成金情報 / 編集後記



県内のNPO法人数..... 346 法人設立認証申請中の団体... 9

(11月30日現在)

大城先生の講座の ツボ!



～会計編～

前号でご案内した会計講座が11月13日に開催されました。お仕事、家事、そしてNPO活動にとご多忙の中、多数のご参加、お疲れ様でした&ありがとうございました。今回参加できなかった皆さん等のために、先生の講座内容をほんの一部ではありますが、ご紹介します。

<まず、スケジュールを確認!>

- ① 事業年度末に決算書類作成
- ② 監事による監査
- ③ 理事会への決算報告
- ④ 社員総会による決算承認
- ⑤ 法務局へ正味財産および理事の変更登記（再任も含む）
- ⑥ 県への事業報告書提出



☆ ここがポイント! 登記と報告書の提出を忘れずに

- ・資産の総額変更登記と役員の変更登記は事業年度が終了してから2ヶ月以内なので期限内に忘れずに法務局へ行いましょう！（バナナ通信6月号でもご紹介していますが、毎年⑥の県への事業報告書の提出だけ済ませて、⑤を忘れる団体があります。）
※⑥は年度末から2ヶ月以内⑦は3ヶ月以内が期限であることを忘れずに！！
- ・収益事業を行う場合の確定申告も事業年度終了後の2ヶ月以内です！
- ・収益事業を行わない場合の法人地方税（県・市町村）減免申請の提出は県が4月末日の1週間前、市町村はそれぞれの期限があるのでご確認ください。
 （次ページの税務講座編でも解説あり）



<基本的会計心得>

- ◎ 現金・預金出納帳をばっちりつけて、月に1度は科目ごとの集計をする。
- ◎ 現金金庫を一定に！金庫内の月の固定金額を決め、常に一定にする。
 （5万円なら常に5万円となるように）
- ◎ 金種表は大事。現金出納帳と金種表をしっかりあわせる。



<真剣に聞き入る受講者の皆さん↑>

<計算書類作成時にチェックすること>

☆全団体共通のすべき事項

- ・勘定科目の数字確認
- ・毎月定額支払いのある場合の12回支払い済みかのチェック
- ・普通預金残高及び現金残高の確認など。

☆委託事業を行っている団体が気をつけるべき事項

- ・今年度活動したものに對する収入が期末時点でまだ入金になっていない場合、未収金に計上したか等をチェック。

※ ポイントはお金（委託事業費）を受け取ってから、期末時点までに、実際に事業をやったかやらなかったかをチェックしてふりわけて会計を作成すること。

☆税務申告がある団体のチェック事項

- ・固定資産の確認物販をして在庫がある場合は（資産になるので）計上する。等

♪ 大城先生お勧め会計本&会計サイト ♪

<お勧め本>

対話でわかるNPO会計 脇坂誠也／荻野俊子著
(NPO事業サポートセンター)

完全マスター基礎からわかるNPO会計 馬場 英朗著
(合同出版)

ここからはじめるNPO会計・税務 松原明／赤塚和俊／水口剛著
(ぎょうせい)

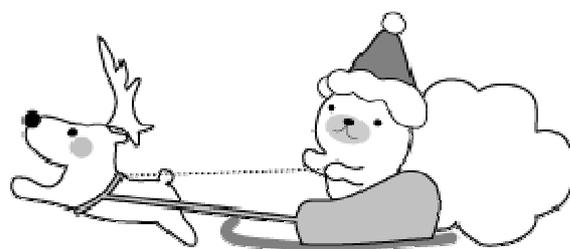


<お勧めサイト>

NPO 会計税務 : <http://www.npoatpro.org/potal/>
→Q&Aあり。NPO会計に関するイベントも随時アップされています。

NPO会計道 : <http://blog.canpan.info/waki/>
→リンクが充実しています！

NPOWEB (シーズ) : <http://www.npoweb.jp/>
→前号のバナナ通信でもご紹介しています。
質問箱がとても役に立ちます。



大城先生の講座のツボ！

～ バーチャル会話で税務を解説編～

このページでは、大城逸子先生の税務講座を受けた某 NPO 法人新垣さん（以下文中 A）と講座を受けられなかったために、新垣さんに質問をしている目取真さん（以下文中 M）というバーチャル人物設定をして講座内容の一部を解説しています。



以下、会話を読みながら、税務についてちょっと詳しくなれることと思います。

M：「20日のNPO プラザの税務講座、申し込みしてたけど、行けなかったさ～。どんなだったね？」

A：「とってもわかりやすかったよ。しかも、目から鱗の話があったさ。目取真さんところ、収益事業あった？」

M：「ん？その他の事業のこと？バザーはやったよ～あとは全部、本来事業の特定非営利活動だよ」

A：「それぞれ、それが違うのさ～。収益事業＝『その他の事業』じゃなくて、『本来事業』と『その他の事業』の両方とも収益事業にあてはまる場合とない場合があるんだよ。」

M：「はあ？意味わからんさ。もっと詳しく教えて」

A：「つまり、法人税法上の『収益事業』っていうのは、『本来事業』・『その他の事業』でわけているのではなくて、“三つの要件”を満たしているかどうかで判断するのよ」

M：「三つの要件って？」

A：「①34業種に該当すること。（※ページ下・四角枠に表記載）
②事業場を設けて営まれていること
③継続的に行っているもの」

M：「へえ～。どれどれ。あ、34業種の1番に物品販売業がある！じゃあ夏にバザーで色々販売したから、これって収益事業で税金払わなければならない？」



A：「ああ、あの保育園と合同開催していた夏祭りのバザーのこと？それは、1日だけの単発だから大丈夫らしいよ。
三つの要件全部を満たしていなければ収益事業にならないから」

<白熱！？収益事業について ↑>

M：「そうかあ。単発だから③の“継続的に行っている”にあてはまらないから大丈夫なんだ」

A：「そうそう」



(P5へ続く)

(↓P4からの続き)

M:「じゃあ、この表コピーして34業種に該当するものがないか、あとでじっくり調べてみようっと。ところで、うちはもしかすると赤字になるかもしれないけれど、その場合も税金はかかるの？」

A:「赤字だったら収益事業の方はかからないって先生が言ってたよ。でも必ず確定申告はしなければならなくてよ〜。それから、**県税均等割と市町村均等割**の方の税金はかかるから忘れないでね！」

M:「聞いておいてよかったよ。ありがとう。ところで、新垣さんのところは、収益事業にあてはまる事業はあったの？」

A:「自分で表を見て調べて、念のため税務署にも確認したけど、なかったよ。だから、減免申請ができるんだ！」

M:「減免？何が免除になるの？」

A:「収益事業がない場合は**県税均等割と市町村税均等割**の2つが免除になるって。でも自分で申請しなければ免除にならないし、期限にも注意しないとね」

M:「期限っていつ？3月末日？」

A:「県の方が4月末日の1週間前まで。市町村の方はそれぞれ申請期限があるらしいから、来週、市の窓口で確認してくるつもりだよ」

M:「へえ〜。それにしても、申請しなかったら免税にならないわけでしょう。講座聞いておいて新垣さんは得したねえ」

A:「ほんと、よかったさあ。他にも従業員を採用した場合の扶養控除等申告書のこととか、有償ボランティアの交通費なんかの実費部分は非課税とか、講演会を開催した時の講師の謝礼金は10%の税金を引く話とか、ためになる話がいっぱいだったよ！」

M:「私も、来年はなんとか都合をつけて参加してみようっと！」



〜以上バーチャル会話編でした。

大城先生、2週にわたる充実した講座をありがとうございました。心より感謝致します。

物品販売業／不動産販売業／金銭貸付業／物品貸付業／不動産貸付業／製造業／運送業／
倉庫業／請負業／印刷業／出版業／出版業／写真業／席貸業／旅館業／
料理店業その他の飲食店業／周施業／代理業／仲介業／問屋業／鋳業／土石採取業／
浴場業／理容業／美容業／興行業／遊戯所業／遊覧所業／医療保健業／技芸教授業／
駐車場業／信用保証業／無体財産提供業／労働者派遣業

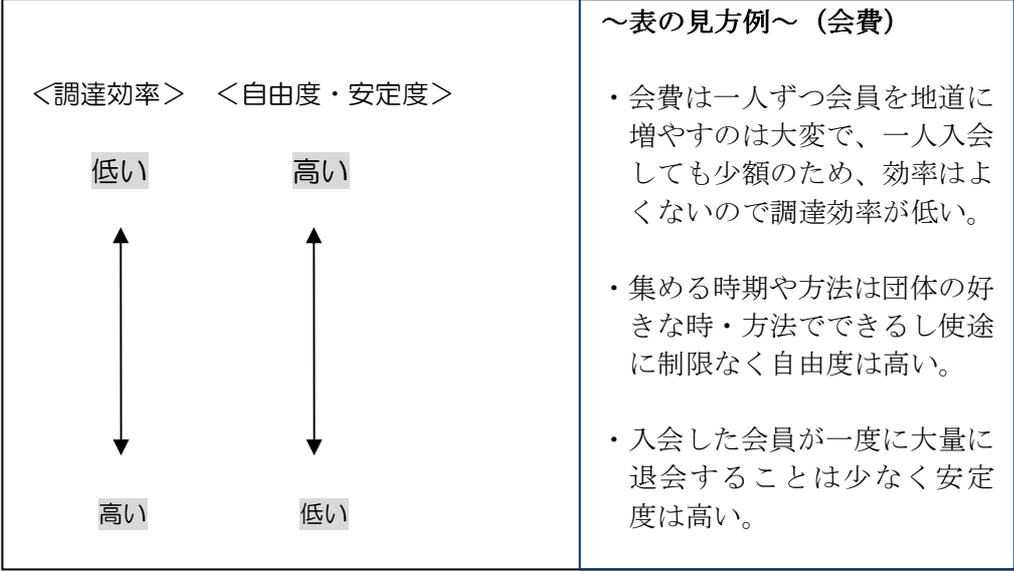
※労働者派遣業が追加され34種になりました。



幸せ・健全な自主財源へのヒント



会費
寄付
事業収益
補助・助成
受託(委託)等



上記は、よくいわれる“NPO資金源”をシンプルな表にまとめたものです。いかがでしょうか。あなたの団体はこの5つの中のどの部分が主な資金源でしょうか。そして、この中で一番少ないのはどれでしょうか？

以下に5つそれぞれについて簡単な説明や現状分析を記載します。今後の皆さんの運営ヒントにご活用下さい。

<受託(委託)等> ～受託期間中に、他の資金確保をすすめる！～

行政などから、委託を受けることができれば、その時はまず運営資金に大きく悩まされることはないかもしれません。しかし、受託には終期があります。会費など他の資金源の収入やその安定化をはからないと、受託がなくなった時には十分な収入がなく『解散』するしかないという事態になってしまいます。つまり、上記表で記されているように5つの中では『安定性の低い』資金源です。実際、受託期限が切れて解散届けをだされる団体は少なくありません。



<補助・助成> ～どんどん応募して、次への突破口にする！～

現在、各企業などの補助・助成金は年間を通すと多数あり、受託などよりは応募チャンスが多く、資金獲得率はやや高いといえるでしょう。しかし、民間の助成金はそのほとんどが単発的な助成で、継続性がありません。様々な助成金応募要項を詳しくみていくと“新規の事業”“新しい試み”という条件が付されている場合が多いことに気がつきます。これは助成金を提供する側の、既存にはないユニークな試みを応援したいという思惑とともに、新たに立ち上げをする事業費用は応援するけれども、それを継続していくのはあなた方団体の力にかかっていますよ。というメッセージとも取れるかと思えます。また、助成金によっては、人件費を含んではいけないなど、使途に制限があることが多いので、申請前に使用できる範囲を確認し、その条件下で事業遂行ができるかをしっかり吟味・検討するといいいでしょう。



最近では活動がある程度軌道にのるまで応援助成をしようということで、3年継続助成という内容も増えてきています。要注目&チェックです！

<事業収益> <寄付> ～ふたつは切り離せない関係！～

終期や使途に制限のある受託や助成金中心の運営よりは、それ以外の独自の事業収益だけで、運営を行えるなら、団体としての自由度はある程度確保されているといえるでしょう。

<事業収益>と<寄付>とのサブタイトルを並べ“切り離せない関係”と書いてみました。これには理由があります。それは、しっかりとした事業を行えば収益増だけではなく寄付につながる可能性があるということです。

当プラザに『〇〇という事業をしている団体があると聞いたのでその団体に寄付をしたい』という問い合わせが時々あります。そしてその情報源は口コミや新聞がほとんどです。“活発な事業展開”で口コミや記者の目にとまりミニコミ誌や新聞で団体紹介をされることで、寄付金UPの道もありかと思われま。

また、“その他の事業”でチャリティーや講演会を企画して収入アップを図る団体は多くありますが、そのような催し物の際に「募金箱」を設置すれば、多少の寄付金収入になりますね！



<会費> ~自分たちのことを、もっと伝えてみる~

4月からNPOプラザの勤務になり、主に設立相談を中心に担当させて頂いておりますが、実はその中で1番多い最初のご相談内容が「迷惑な人が入ったら困る/会が乗っ取られたら困る…だから会員に制限を設けてもいいか?」というものです。ところが、その一方で、晴れて法人となった後の事業報告などでよく聞かれるお声が「法人になったけれど会員数が伸びない」「会員がなかなか増えないので収入が増えない」という全く逆のお悩みです。

「活動はみんなで仲良くやりたい」「安定した会費収入を増やしたい」…会員についてはみなさん色々とお悩みのことと思います。しかし「少しでも困っている人の役に立ちたい」「社会貢献をしたい」と思いながら、参加にはあと一步を踏み出せない人や「団体の活動や趣旨は素敵だし賛同はするけれど、会員になるのは何か負担に感じる…入会まではちょっと…」とためらう方は多いようです。このようなためらい感を払拭するために、『この団体を応援したい!』『一緒に参加したい』と思わせる外部への継続的な発信は重要かと思われます。

事業報告書を見ると会員数の多い団体はすぐわかりますが、そのような団体のほとんどが、“充実したおもしろい内容の通信”を定期的に発行しています!他団体の通信を分析調査して、改善した通信発行を試みてもいいかもしれません!

<参考資料>
NPOマネジメント(IIHOE)
知っておきたいNPOのこと(日本NPOセンター)等



今月のオススメ本

NPOに関する本をご紹介します



『社会起業家に学べ!』 著者：今一生 (アスキー新書)

“プチャ出”の造語を世間に広めた骨太ライター・今氏の著書。前号でご紹介した海外の社会起業家とその団体に関する著書に対し、こちらは国内のユニークな事例を紹介しています。紹介分野は、地域再生/キャリア支援/ワークライフバランス/農業再生/在日外国人支援/途上国支援/環境保護/NPO・NGO支援です。

『燃える東京・萌えて冷却』をキャッチコピーに、“コスプレ・メイドさんが打ち水をして秋葉原を冷やす!”というエコ活動の企画が話題となり、その後も様々な“秋葉系エコ活動”を展開していく“NPO法人リコリタ”など、大まじめでおもしろい団体が盛りだくさんの一冊です。

『社会を変えるを仕事にする』 著者：駒崎弘樹 (英治出版)

子どもが熱を出して仕事を休んだことで、解雇された女性の話を聞いたことをきっかけに、病児保育のNPO法人・フローレンスを立ち上げた駒崎氏。今やそのフローレンスは全国展開となり、氏は現在、日本を代表する社会起業家の一人として講演活動などでも多忙な日々を送っています。この著書の中で氏は自身の社会起業家としての経験を、肩に力が入っていない“フツーな”語り口で、綴っています。読みすすめるうちに、“社会変革は一人一人誰だってできること”と勇気がわいてくる“やる気のでる”一冊です。高校生など、学生にもオススメしたい本です。



助成金情報

< 宇琉麻福祉基金 >

琉球銀行の助成金！県内限定応募だから全国規模よりチャンス高し！積極的な応募でチャレンジ！！

募集期限：平成21年1月30日

対象：県内において、社会福祉活動をしている NPO 法人ならびに団体。（2年以上の事業実績を有すること）

- ① 社会福祉に関する独創的、先駆的な事業など
- ② 高齢者、障がい者、児童に対し社会福祉活動を実施している法人・団体が必要とする施設や機器の整備など

金額：総額300万円（1団体50万円限度）

< 問い合わせ・申込先 >

琉球銀行総合企画部 地域貢献室（担当 伊禮）
電話：098-860-3787

< (財) 双日国際交流財団 >

双日国際交流財団（旧日商岩井国際交流財団）の国際交流促進事業への助成金です。

募集期限：12月末日

対象：海外における日本理解の増進に寄与、貢献する業務および事業

対象実施期間：4月～翌年3月の1年間（09年度）

金額：10万～100万円程度

< お問い合わせ・申込先 >

財団法人：双日国際交流財団
〒107-8655
東京都港区赤坂6-1-20
電話：03-5520-2800



< 住まいとコミュニティづくり活動助成 ☆継続可能性（2年）ありの助成金です！ >

募集期限：2009年1月16日（金）必着

対象：事業活動の発展を図ろうとしている団体。対象活動は主に以下の4つ

- ①お年寄り子どもなどがくつろげるようなコミュニティ施設の提案・創造／②住環境の保全・向上／③地域の防犯・安全／④コーポラティブハウスなど集合住宅の建設をめざす活動など

金額：特別分助成→1事業年度500万円上限／地方分助成→1事業年度200万円上限（応募は1団体1事業）

< お問い合わせ・申込先 >

財団法人：ハウジングアンドコミュニティ財団（助成係）
電話：03-3586-4869 FAX：03-3586-3823
HPアドレス：<http://www.hc-zaidan.or.jp/topmenu.html>



< セブンイレブンみどりの基金 ☆こちらも継続助成ありです！ >

募集期限：2009年1月31日

対象：自然環境・野生植物種の保護・保全／体験型環境学習活動／環境への負荷を軽減する生活など

助成種類（金額）概要：①活動助成（上限なし総額1億。）環境活動に広く社会還元することを目的とするもの
②モデル事業助成（上限200万 原則3年継続）3年で一つの事業を確立・完成させ、他の団体にその成果と普及できる事業を助成するもの③自立事業助成（上限440万 原則3年継続）助成期間内に事務所費・人件費などの財政基盤を安定的に確保できる事業

※他に緑化植花活動助成や地域清掃活動助成もあります。詳細は以下 HP アドレスで確認を！

< お問い合わせ・申込先 >

〒102-8455 東京都千代田区二番町8-8セブンイレブンみどりの基金〇〇助成係
HPアドレス：<http://www.7midori.org/> 電話：03-6238-3872



編集後記

「よーく考えよう。お金は大事だよ♪」某CMソングのこのワンフレーズを聞いてうんうん、そうだよね…としみじみとしてしまったことのある人は案外多いのではないのでしょうか。日々、団体の資金繰りに頭を使っている皆さんなら尚更かもしれません。ただ、あの歌には大切なことが、歌われていません。それはお金は“お金単独では動いてはいない”…お金の背景には、人（の心）や情報など、目に見えない大切な資源があって、それがつながりあって、流れ、回って動いているという事実です。この目には見えない事実を捉え、ひとつひとつを丁寧に積み重ねて行動していけば、各団体の運営は必ずより良きものになっていくと信じています。皆様方の更なる会の発展を心から願っております。

今年最後のバナナ通信を読んで頂きありがとうございました。よいお年をお過ごしください。（渡邊）

※ バナナ通信やプラザに関するご質問、ご意見などありましたら、NPOプラザ（沖縄県庁4F 県民生活課内／電話：098-866-2187担当：渡邊）までご連絡ください。

